

# 「令和4年度神戸市内地域組織基礎調査 調査・分析業務」業務委託仕様書

## 1. 業務名称

令和4年度神戸市内地域組織基礎調査 調査・分析業務

## 2. 業務目的

「神戸市地域コミュニティの基本指針」に掲げられた「地域コミュニティが総合的・自立的な運営を行う姿に移行・発展」していくためには、多様な地域特性を尊重し、全市一律ではなく、地域の成り立ちや実情、活動の地域差などを踏まえた地域コミュニティ施策を展開していく必要がある。

一方、家族のあり方やライフスタイル、価値観の多様化が進み、地域課題もより複雑化・多様化している中で、公共的な地域課題に関心を持ち、協力したいと思う住民が参加しやすい環境を整え、地域活動の持続性を高めていくことが重要である。

上記の趣旨から、自治会、婦人会等の地縁団体をはじめとした各地域組織にアンケート調査を行うことで、各地域組織の現状と課題・ニーズを把握する。

これにより、将来にわたり持続可能な地域コミュニティ構築に関する効果的な施策立案に寄与することを目的とする。

## 3. 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

## 4. 業務内容

下記項目についてアンケート調査を実施した上で、調査結果及び示唆をとりまとめた報告書を提出する。

調査対象は下記(1)のとおりとし、全団体共通の調査項目と各団体の特性に応じた調査項目を設定し、団体ごとに個別の調査票を作成すること。

調査項目は、下記(2)の項目は必ず調査項目に加えることとし、その他の調査項目については「業務の目的」を踏まえつつ効果的な実施内容を提案し、双方協議して決定するものとする。

### (1) 調査対象

調査対象団体は下記のとおりとし、送付先情報は神戸市より提供する。ただし、下記②については神戸市から直接発送するものとする。

- ①自治会 (2,786 組織)
- ②婦人会 (92 組織)
- ③ふれあいのまちづくり協議会 (194 組織)
- ④まちづくり協議会 (91 組織)
- ⑤NPO 法人 (763 組織)

※組織数は、送付先情報の提供時までには多少前後する場合がある。

(2) 必須調査項目

①運営・活動の課題

②活動内容

③活動に利用している施設の所在地

※地図上で正確なデータであることを確認した上で、神戸市が指定する形式(CSV)に変換した住所データを神戸市に提供すること。

④インターネット環境の活用状況

(3) 調査期間

調査にあたっては、各地域団体での回答作成に十分な期間を設けることとし、回答期限を調査票発送日から少なくとも3週間以後とすること。

(4) 効果的な施策の提案

上記の調査結果を踏まえて、神戸市が今後取り組むべき「持続可能な地域コミュニティづくり」に関する効果的な施策を提案する。

(注) なお、上記(1)から(4)の調査実施に要する一切の費用(アンケート印刷費や発送費など)は、本業務の委託料に含むものとする。

## 5. 業務の進捗報告・成果品

(1) 業務の進捗に応じて、定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。

(2) アンケート調査結果がまとまった時点で中間報告を行うこと。なお、詳細は別途協議の上決定する。

(3) 本市から求めがあった場合は、業務の進捗状況及び調査・検討中の内容等に関して本市に対して報告を行うこと。

(4) 本業務の成果品である最終報告を以下のとおり作成し、令和4年12月28日までに納品すること。成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で補正等すること。

- ・ 製本済み調査報告書(A4) 5部
- ・ 調査報告書(概要版) 5部
- ・ 電子データ 1式

電子媒体の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出するものとする。

なお、電子納品に係る費用は、諸経費に含む。

## 6. 留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、本市が保有する送付先情報およびアンケート関連データ等を提供する。ただし、本業務においてのみ活用し、業務終了後は返却又は廃棄すること。また、事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においての

- み使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、「神戸市情報セキュリティ基本方針」、「同対策基準」(<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>)及び、別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」に定める事項を遵守すること。
- (3) 本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (4) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。